

女性活躍推進法に基づく次期「一般事業主行動計画策定」

医療法人 恒昭会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 当法人の課題

- ①採用職員に占める女性職員割合の低い職種がある。
- ②事務職の一人当たりの各月ごとの平均残業時間が他職種に比べて長い。

3. 目標

- ①女性職員割合の低い職種については新規採用女性職員割合を50%以上とする。
- ②事務職の平均残業時間30%削減する。

4. 取組内容と実施時期

令和3年4月～

- ①女性職員割合の低い雇用区分の採用基準を検証し、必要に応じ採用基準の見直しに取り組む。
- ②業務の優先順位、手順を見直し、デジタル機器の利用を促進し業務の効率化を進める。

女性の活躍の現状に関する情報公表

1. 男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

全体の労働者	正職員	準職員・嘱託職員
73.7%	68.9%	71.1%

【*正職員：正職員常勤・医師常勤 *準職員・嘱託職員：正職員以外 *賃金：通勤手当等非課税支給分を除く】

2. 管理職に占める女性職員割合

女性管理職数	合計管理職数	女性割合（%）
56人	104人	53.8%

3. 男女別の育児休業取得率

女性の育児休業取得率	男性の育児休業取得率	全体の育児休業取得率
97.9%	30.0%	86.4%

令和5年3月末現在（対象期間：令和4年4月～令和5年3月）